

日本原子力発電株式会社東海発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2012021 号

令和 2 年 1 2 月 2 日

原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 10 月 15 日付け総室発第 72 号をもって、日本原子力発電株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う組織名称の変更

資材調達部門と経理部門を分離する組織改正に伴い、以下に示す保安に関する組織の名称を変更することから、関連する保安規定条文である第 4 条、第 5 条及び第 6 条を変更する。

- ・ 保安に関する組織である経理・資材室の名称を資材燃料室に変更。なお、変更内容は組織名称のみであり、保安のために必要な職務の内容に変更はない。

III. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 組織改正に伴う職務内容の変更内容が、申請者から令和 2 年 4 月 1 日付けで提出された東海発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する第 4 条第 1 項に基づく届出書に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

2. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 7 7 号）第 9 2 号第 3 項各号を表している。

(1) 第 3 項第 2 号及び第 3 号（品質マネジメントシステム）関係

第 3 項第 2 号について、審査基準は、品質マネジメントシステムが、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1912257 号-2（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること等を求めている。また、第 3 項第 3 号について、審査基準は、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること等を求めている。

規制庁は、保安に関する組織の名称の変更に伴い、品質マネジメントシステム文書の所管部署を経理・資材室から資材燃料室に変更していること、その他の変更はないことを確認したことから、第 3 項第 2 号及び第 3 号に関する審査基準を満足していると判断した。

(2) 第 3 項第 4 号（廃止措置を行う者の職務及び組織）関係

第 3 項第 4 号について、審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第 3 項第 4 号に関する審査基準を

満足していると判断した。

- ①資材調達部門と経理部門を分離する組織改正に伴い、組織の名称を経理・資材室から資材燃料室に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容（品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務）に変更はないこと。